

## 滋賀県過疎地域持続的発展方針（案）について

### 1 趣旨

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）第7条の規定に基づき、本県の過疎地域の持続的な発展を図るため、令和8～12年度を期間とする滋賀県過疎地域持続的発展方針（以下「方針」という。）を策定する。（現行の方針の期間：令和3～7年度）

※ 過疎法は、令和13年3月31日までの時限立法

### 2 過疎法に基づく本県の過疎地域

<全部過疎>

甲良町

<一部過疎>

長浜市（旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町、旧西浅井町）

高島市（旧朽木村）

東近江市（旧永源寺町、旧愛東町）

### 3 方針（案）の内容

- ・ 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
- ・ 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

### 4 策定スケジュール

6月25日 総務・企画・公室常任委員会で方針（案）報告

7月 国への協議

8月 方針策定

9月～2月 各市町において市町計画策定

3月 総務・企画・公室常任委員会で県計画（案）報告、策定

#### （参考）過疎法における方針・計画の位置づけ

